



原料原産地表示制度(1)原則表示

～ 産地を見て、商品を選べます ～

「原料原産地表示」制度とは、「国内で製造した**全ての加工食品**※を対象に、重量割合上位1位の原材料（水・添加物除く）の**産地**を商品に表示する」制度です。

※外食、容器包装に入れずに販売する場合、作ったその場で販売する場合は対象外です。

輸入品は、これまでどおり「原産国名」の表示は必要ですが、原料原産地名表示の必要はありません。

消費者庁は2015年4月の食品表示法施行後、その翌年には「加工食品の原料原産地表示に関する検討会」を開催しました。このなかで「食品購入時に、原料原産地表示を商品選択の参考にする」と答えた消費者が7割以上だったという調査結果や、「国産原材料を選んでほしい」という生産者の要望、「日本再興戦略2016」等をふまえて検討が行われ、一部の加工食品にのみ義務付けられていた原材料の産地表示が、国内で製造した全ての加工食品に拡大されることになりました。

この制度は2017年9月にスタートし、4年半の経過措置期間を経て、2022年4月1日より完全義務化になります。今号では、基本的な表示の見方をご紹介します。

① 1番多い原材料が**生鮮食品**の場合は、その**産地**が表示されます。

原則表示 【国別重量順表示】

2か国以上の産地の原材料が使用されている場合、多い順に国名が表示されます。



名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉 (<u>アメリカ産、国産、その他</u>)、豚脂肪、...



1番多い原材料に産地が表示されます。

多い順に国名が表示されます。3か国以上ある場合、3か国目以降は「その他」とまとめて表示されることもあります。

② 1番多い原材料が**加工食品**の場合は、その**製造地**が表示されます。

原則表示 【製造地表示の国別重量順表示】



名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート (<u>ベルギー製造</u>)、小麦粉、...



チョコレートがベルギーで作られたことを意味します。ベルギー産のカカオ豆を使用しているという意味ではありません。

(参考：消費者庁「全ての加工食品の原材料の産地が表示されます!」、食と健康 2021.11月号)



次号では、原料原産地表示制度(2)例外表示についてご紹介します。
 当センターでは、取り扱っている一般物資の商品について、入荷時に、食品内容明細書(規格書)と商品に表示されている原材料名等を点検しています。

